

—大学3年生用—

自己啓発セミナー



3-2 自己啓発セミナー

1 自分を変えたいと思っただけなのに



Aくんは、先輩Bから「自分を変えてみないか、尊敬できる人がいるから行って話を聞いてみないか」と誘われました。Aくん自身、友達とのコミュニケーションがなかなか思うようにいかないことを悩んでいたところだったので、それを解決するための何かいい話が聞けるのではと思い、行ってみることにしました。連れて行かれたところはビルの一室でした。Bの紹介するCという人が出てきて、自分はこうして自分を変えてきたんだ、ということ話し出しました。その内、Cは、「自分を変えたければこのDVDセミナーがすごく参考になるよ」とDVDの購入を勧めてきましたが、値段は何と120万円ということでした。驚いたAくんは帰りたと言いましたが、BやCだけでなく、DやEといった人物たちも出てきて、取り囲まれてしまい、「本気で自分を変えたいんだよね。だったら、このDVDを見なきゃ」ですとか「自分を120万円に変えられるなんて安いよ」と説得され、帰るに帰れなくなりました。それでもAくんは「お金がないから…」と言ったところ、Cから「だったらお金を借りられるよ」と言われ、断れずにととうとう了承してしまいました。Aくんは、Bに付き添われ、消費者金融に3件立て続けに連れて行かれ、Bに言われるがままに、申込書の職業欄や収入欄を記載し、120万円を借りました。そのままビルの

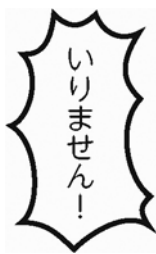
一室に戻ったところで、120万円でDVDを購入する契約をさせられ、120万円をCに渡し
てしまいました。

さらにAくんは、Cたちに「友達、いるでしょ。自分を変えたいなら、その友達も誘
わなきゃ。まずはAくんの友達を全部、書き出してよ」と言われ、Aくんは、嫌々ながら
も友達の名前と連絡先を書き出してしまいました。

Aくんは、その友達に電話を掛けるのですが、全員に断られるだけでなく、「もう電話を
掛けてこないで」と言われる始末で、結局、Aくんに残ったのは、見ても役に立たないDV
Dと、消費者金融3社に借りた120万円もの借金だけで、大切な友達も失ってしまいました。

2 対処方法の解説

(1) まずはきっぱりと断ること



Aくんが誘われて行ってみたところが、Bからの誘い文句とは全く違っ
ていたという場合、Bは、本当の目的を伝えずにAくんを連れ出したと言
えます。それが高額商品売りつけることが目的であるならば悪質です。
Aくんとしては、その目的を知った時点で帰りたと思ったわけですから、
直ちにその旨を告げ、立ち去らなければなりませんでした。

一応、Aくんは断ろうとして「お金がないから…」と言っています。実際、お金を持
っていないのでしょう。しかし、これは断り方としては不十分な場合もあります。相手
が「なら仕方ないね」と、引き下がってくれるとは限らないからです。

この事例でもそうですが、Bたちから、消費者金融からお金を借りることができると、
逆に説得されてしまっています。断るのであれば、きっぱりと「いりません」と言わな
ければなりません。

しかし一方で、勧めてくれたのが先輩や友達だったりすると、断りにくいかもしれま
せん。実際、Aくんのようにきっぱりと断れないことから、事例のような問題に巻き込
まれてしまうことがあります。

(2) クーリング・オフによる解除について

目的を隠して営業所などに連れてこられた場合には、アポイントメントセールスとし
て訪問販売に該当することがあります。Aくんは自分を変えてみたいということで、そ
ういった体験談などを聞けることを期待して行ったに過ぎません。

この場合には、クーリング・オフができることを記載した法定書面を受領してから**8
日以内**であれば、特商法が規定するクーリング・オフにより契約を解除することができ

ます。これは書面によって行います。

クーリング・オフの具体的な方法は、111ページを参照してください。

(3) 消費者契約法による取り消しについて

Aくんは、先輩Bたちに帰りたいと伝えていますが、次々とCやDが出てきて帰れなくなってしまいました。このように困惑して、帰るに帰れず契約をしてしまった場合には、消費者契約法によって取り消すことができます。その際は、帰してもらえない状況から脱したときから**1年以内に取り消し**することを伝えなければなりません。

取り消しの意思を事業者伝える場合、クーリング・オフでは書面で行うというように、その方法について定められていましたが、消費者契約法では定められていません。しかし、電話などではなく、クーリング・オフと同様に書面とし、相手が受領したことが記録に残るように、**簡易書留郵便**などで送るようにしましょう。

その具体的な方法は、112ページを参照してください。

(4) 消費者金融からの借入れについて

消費者金融からお金を借りた場合、契約書に記載されている利率で返済しなければなりません。無担保、無保証で貸してくれる場合には、利率が高いことが一般的です。利息制限法では10万円以上100万円未満であれば年率18%までが認められていますが、仮に年率18%で50万円を借りたとすれば1ヶ月の利息は約7,500円にもなります。



返済ができない場合には自宅に来たり、督促の電話が掛かってくるなどの取立にあうことにもなります。

返済ができない場合には、自己破産してしまうことにもなりかねません。

(5) 支払った分を返還させることが困難なことも

これまで見てきたように、今回のような契約は、解除（クーリング・オフ）したり、取り消しをすることができます。そして取り消した場合、消費者は権利として、事業者から当然にお金を返してもらうことになります。

しかし、実際に**事業者が返還してくれるかどうかは別問題**です。返還しない事業者は決して少なくありません。色々と理由を言っては返金を拒み、ひどい場合には連絡すらつかなくなってしまうことがあります。

事業者連絡がつく場合には、消費者センターなどに相談すると、同センターがあっ

せんに入る場合もあり、それによって事業者が返金に応じることもあります。

それでも事業者が返さないという場合には、訴訟手続き等の法的な手続きによらなければならなくなります。

裁判を起こすには、まず、裁判所から訴状を送ることになります。事業者と連絡がつかない場合、契約書上の住所に送ったとしても「あて処に尋ねあたりません」（郵便局で押されるスタンプ）と、郵便物（訴状）が裁判所に戻ってきてしまうことがあります。その場合でも訴訟手続き自体は、公示送達（訴状を送ったとみなす手続き）という方法で進めることはできます。しかしながら、連絡がつかないような事業者であれば、そもそも被害額の回収が困難である可能性が高いです。

所在地が判明していて、仮に、裁判所から訴状などの書類を送ることができ、無事に事業者に支払いを命じる判決を得ることができたとしても、事業者が返還してくるとは限りません。今度は、その判決に基づき、裁判所において、強制執行という手続きによって、事業者の財産を差押える必要があります。ただし、この場合、事業者の財産を裁判所が探してくれるわけではありません。つまり、**消費者自身で探さなければいけない**のです。そのような財産を消費者が自力で見つけるのは難しく、弁護士でも困難なことが多いため、そうなってしまうと、事業者に支払いを命じる判決があっても、現実的な差押えは不可能であることから、結局、120万円は回収できないことになります。

(6) むやみに友達の個人情報を教えない

事例のAくんのように、友達の連絡先をBたちに伝えてしまった場合、その友達もBたちから同じようにしてDVDを売りつけられかねないことになります。

今回、120万円のDVDを買わされ、被害にあったのはAくんだけですが、友達の連絡先を伝えてしまったことによって、その友達が被害にあった場合には、Aくんもそれに加担した、ということになりかねません。



電話番号、住所やメールアドレスなどはそれぞれの人が持つ個人情報です。それをあなたが知っているのは、友達があなたを信頼したからこそ教えてくれた情報です。そのような連絡先などの個人情報を他人に教えることは、その信頼を裏切る行為であり、プライバシーの侵害にもなりかねないものです。友達にしてみれば何故、自分の個人情報を教えてしまったのかと怒って当然の行為です。

Aくんのように無断で友達の連絡先を伝えてしまった場合には、直ちにその友達に謝

罪し、こういった勧誘があるかもしれないから注意してと伝えましょう。

ましてや勧誘の電話を自らするようなことをしてはいけません。Aくんのように友達を失うことに繋がります。

3 関係法令についての解説

(1) 特商法との関係について

① アポイントメントセールスも訪問販売に該当すること

声を掛けた目的が、販売目的であるにも関わらず、これを隠して営業所などに連れ込むやり方をキャッチセールス（直接、会って連れて行く場合）、アポイントメントセールス（直接、会うことはないが、電話やメールで誘い出す場合）と言います。この場合、特商法2条1項2号の適用で訪問販売に該当する場合があります。



自ら営業所に行った場合には、自分の意思で行ったこととなりますので、訪問販売とは言えません。しかし、最初から販売目的であることを告げて勧誘しても、誰もついてこない可能性があるため、**目的を隠して勧誘**する事業者もいます。このような場合にはキャッチセールスやアポイントメントセールスとして訪問販売と同じ規制がなされることとなります。

② 書面交付義務について

販売方法が訪問販売に該当すると、事業者には色々な義務が課せられます。

事業者は、勧誘に先立って氏名または名称、勧誘目的であること、勧誘に係る商品などを告げなければなりません（特商法3条）。

また、消費者が勧誘を断った後に再度、勧誘することは禁止されています（特商法3条の2）

さらに、売買契約を締結したときは、それらの内容を明らかにするための書面（法定書面）を交付しなければなりません（特商法5条）。代金を事業者が受領した場合は直ちに（同条2項）、それ以外の場合（同条1項）には遅滞なく交付することが要求されています。

本書面にはクーリング・オフについても記載しなければなりません（特商法4条5号）。

③ クーリング・オフについて

Aくんの場合には、特商法9条によって規定されたクーリング・オフにより契約を解除すれば、支払った現金を返してもらえることとなります。

事業者が約款によって、クーリング・オフはできないと規定してもそれは無効となります（特商法9条8項）。

消費者がクーリング・オフできるのは、事業者が法定書面を交付してから8日間以内です（特商法9条2項）。事業者が法定書面を交付しない限りは、クーリング・オフの適用期間は開始されません。

また、仮に事業者が法定書面を交付していたとしても、「あなたは、DVDを開封してしまっているのでクーリング・オフはできません」などと主張してくるがありますが、これは誤りです。クーリング・オフ期間内であれば、仮にDVDを全部、視聴していたとしてもクーリング・オフはできますし、その費用（対価）を払う必要もありません。このようにクーリング・オフが可能であるにも関わらず、できないなどと間違った説明をしてクーリング・オフさせないことを**クーリング・オフ妨害**と言い、その時点から再度、法定書面を交付してから8日間となるので（特商法9条1項1号かっこ書き）、その書面の交付を受けるまでは、クーリング・オフができなくなることはありません。

但し、事業者による口頭でのクーリング・オフ妨害が行われた場合、そのような妨害があったのか否かについては、言った、言わないの水掛け論になりかねないことには注意が必要です。

(2) 消費者契約法による取り消し

消費者契約法では、消費者が事業者の執拗な勧誘を断り切れず、困惑して不本意に契約してしまう場合が往々にしてあることから、特に次のような場合には契約を取り消すことができる規定しています。

- ① 自宅に来た事業者が帰ってほしいと伝えたにも関わらず、居座ったため仕方なく契約してしまった場合（消費者契約法4条3項1号）。
- ② 営業所などで帰りたと言ったにも関わらず、帰らせてくれないため仕方なく契約してしまった場合（消費者契約法4条3項2号）。

消費者は、上記に該当する場合、事業者が自宅から帰ったとき、消費者が営業所など

から帰ることができたときから1年以内に取り消しのための意思表示をする必要があります（消費者契約法7条1項）。

この取り消しは書面で行わなければならないとは規定されていませんが、後日、取り消しを行ったことを証明するためにも書面で行う方が無難です。

詳細については、114ページを参照してください。

(3) 支払った分の返還について

これまで見てきたように、今回のような契約は、解除（クーリング・オフ）したり、取り消しをすることができますので、事業者は当然支払らわれたお金を返さなければなりません。



クーリング・オフの場合には無条件で120万円を返してもらえます。消費者が受領しているDVDは返還する必要がありますが、返還にかかる費用についてはすべて事業者の負担になります。

一方で、消費者契約法による取り消しの場合には、120万円を返してもらうことは同様にできますが、DVDの返還費用については消費者の負担になります。

4 具体例

以下の事例は、消費者の断れない心理につけ込んだものです。

- (1) Aくんは、20歳の誕生日に高校時代の友人から「人生を変えないか」と誘われ会ったところ、「投資の話に詳しい人がいて、話だけでも聞いてほしい」と言われ、断りきれずに連れて行かれた。そこであった男から必ず儲かると言われ、投資用DVDを50万円を買わされた。その後、Aくんにも、友達を紹介すると10万円をもらえると友人から聞かされた。実は、その友人は、Aくんを紹介したことで10万円の報酬を貰っていたことを知って、裏切られた気持ちになった。
- (2) A子さんは、SNSで知り合ったF氏から儲け話を持ち掛けられた。仮想通貨に投資すれば儲かると言われ、言われるままに100万円を振り込んだ。F氏のことで知っているのはメールアドレスだけで住所も電話番号も知らず、メールを送っても返信はなく、だまされたことを知った。
- (3) A子さんは、婚活サイトで知り合った男性G氏と何回かデートを重ねていくようになった。ある日、G氏から将来のためにマンションの購入を勧められた。将来の資産にな

る、価格が下がることないからと言われ、購入してしまったが、購入した途端にG氏とは連絡が取れなくなってしまった。マンションの査定を依頼したら、購入価格の半分だった。

5 確認問題

以下の説明で正しいものに○を、間違っているものに×をつけてください。

- (1) クーリング・オフをするには、理由を示す必要もなく、受け取った商品についても返還する必要はない。
- (2) 事業者の営業所に自分から入っていった場合であれば、そこで事業者から勧誘を受けたとき、消費者が「帰りたい」と言っても帰してもらえなかったとしても、消費者契約法によって取り消すことはできない。
- (3) 売買契約にあたって、その代金を消費者金融で借りて、事業者を支払った場合、商品が期限までに来ない場合でも消費者金融に対しては、毎月の返済をしなければならならぬ。

6 発展問題

次のような場面に遭ってしまった場合、あなたはどうすべきか、あるいは、その場面どこに問題があるのか考えてみて下さい。

- (1) 無二の親友から、「絶対に儲かるから、このビジネスをやろうよ。そのためにはこれを受講しないとイケない」と言われ、高額な受講料のセミナーを勧められましたが、断りたいと思っています。どのように断るべきなのでしょう。
- (2) 「今、不安なことはない？」と友達に声を掛けられました。自分でも将来について不安に思ったり、両親の病気のことにも心配でした。そういった悩みを打ち明けたところ、その友達から、素晴らしい人がいるから一緒に会って見ないかと言われ、行ってみたところ、宗教の勧誘でした。

そこには、祈祷師がいて、自分が不安に思っていることを見事に言い当てているので、大きな感銘を受けてしまい、自分の不安を救ってくれるのではないかと考えるようにな

りました。

その祈祷師からは、不安から救われるためには高額な水晶のブレスレットを身に付けなければならぬと言われていました。

- (3) 芸能界に憧れを持っていたところ、道端で芸能プロダクションを名乗る人から声を掛けられ、事務所について行ったところ、直ぐにでもテレビに出られるかのような説明を受けました。

しかし、そのプロダクションに所属するにあたっての契約書の内容をよく読ませてくれません。怪しいと思ったので帰りたいと言うと、怖そうな男が 3人も入ってきて取り囲まれてしまいました。怖くなって、つい契約書に署名してしまいましたが、男たちからは、「水着の仕事もあるからな」と絶対にやりたくないことを言われました。できないと言ったところ、男たちからは、「解約はできない。契約書にサインしたのだから、解約するのであれば500万円の違約金を払ってもらう」と言われました…